

三田市<sup>れいえん</sup>霊苑個別墓所 使用者のしおり

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

1	募集区画	2 ページ
2	申請者の資格	2 ページ
3	申込みを希望される場合	2 ページ
4	申込み書類	3 ページ
5	申込みにあたってのご注意	4 ページ
6	申込み後の手続き	4 ページ
7	永代使用料と年間管理料の納付	4 ページ
8	三田市霊苑個別墓所使用許可書の交付	4 ページ
9	墓石工事の手続き	5 ページ
10	墓石の設置例	7 ページ
11	使用上のお願い	8 ページ
12	その他の手続き	9 ページ
13	使用許可の取消し	12 ページ
14	使用権の消滅	12 ページ
15	その他	12 ページ
16	霊苑へのアクセス	13 ページ
17	三田市霊苑案内図	14 ページ
18	三田市霊苑個別墓所区画図	15 ページ
19	各申請書（記載例）	16 ページ

【問合わせ・申込み先】

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

三田市役所 環境政策課

TEL : 079-559-5064 (直通) Fax : 079-562-3555

E-Mail : kankyo\_u@city.sanda.lg.jp

三田市霊苑個別墓所（以下、「個別墓所」）の使用者を、次のとおり募集いたします。

### 1 募集区画（16ページの区画図をご覧ください）

種類	面積(間口×奥行)	永代使用料	年間管理料
角地	3 m <sup>2</sup> (1.5m×2 m)	825,000 円	5,400 円
普通地		750,000 円	

募集区画には以下の3通りあります。

- (1) 前年度までに応募のなかった区画
- (2) 墓石建立・焼骨埋蔵されていた墓所の再募集区画

※現在は更地になっています。

- (3) 未使用のまま返還された墓所の再募集区画

10月以降に使用許可を受けた人は、初年度のみ、年間管理料が半額（2,700円）になります。また、返還により年度途中で申込可能になる区画もあります。

### 2 申請者の資格

個別墓所を使用できるのは、次の(1)～(3)の条件を全て満たす人です。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 三田市内に住所を有する(住民登録をしている)世帯主</li><li>(2) お墓の管理や埋葬を行える人</li><li>(3) 現在、三田市霊苑個別墓所の使用者でない人</li></ol> |
|--|

### 3 申込みを希望される場合

先着順で随時募集しています。3ページの「申込み書類」をご用意のうえ、申込み先までご提出ください。申請書の区画番号は、窓口でご記入ください。

#### 4 申込み書類(全区画共通)

申込み書類		注意事項
1	三田市霊苑個別墓所使用許可申請書	(1) 太枠内の必要事項をご記入ください。 <u>区画番号は書かないでください。</u> (2) 申請者の氏名は、本名をご記入ください(通称名をお持ちの場合は、通称名もご記入ください)。 (3) 消せるボールペンは使用しないでください。
2	申請者の戸籍謄本または抄本	(1) 必ず <u>原本をご提出ください</u> (コピー不可)。 (2) 外国人住民の方は左記に代わるものをご提出ください。
3	申請者の住民票	(1) 必ず <u>原本をご提出ください</u> (コピー不可)。 (2) 3ヶ月以内に発行されたもので、 <u>続柄・本籍の記載があるもの</u> 。外国人住民の方は <u>続柄と国籍・地域の記載があるもの</u> 。
4	誓約書	霊苑を使用する際は、法令、三田市霊苑条例、三田市霊苑条例施行規則の規定を守り、市長の指示に従っていただきます。 誓約書の内容をじゅうぶんご理解のうえ、記名してください。
5	申請者、代理人の本人確認ができるもの	(1) 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等の写真付き公的証明証)をご用意ください。 (2) 申請者の代理人が申込むときは、以下の書類をあわせてをご用意ください。 ①代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等の写真付き公的証明証) 【ご親族の場合】 ②申請者と代理人の親族関係を証する書類(戸籍謄本または抄本等。外国人住民の方は、左記にかわるもの) 【法定代理人の場合】 ③法定代理人であることがわかる書類(登記事項証明書等) ※(1)(2)ともに窓口で内容を控えさせていただきますのでご了承ください。

#### 【補足説明】

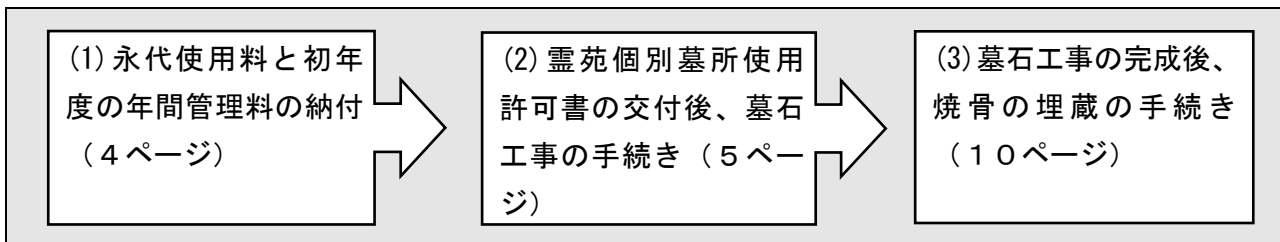
- (1) 申請者本人または代理人(ご親族や法定代理人)が申込んでください。
- (2) 職員が申込み書類を確認した後で、使用する区画を指定していただきます。
- (3) 申込み書類に不備があるときは、受付できません。
- (4) 三田市霊苑では、墓石建立などを必要としない合葬式墓所の使用者も募集しています。詳細は、窓口で配布しているパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

<URL : [https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/41/gyomu/kaso\\_bochi/476.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/41/gyomu/kaso_bochi/476.html)>

## 5 申込みにあたってのご注意

- (1) 使用できる区画は、1世帯につき1区画です。
- (2) 不正が明らかになった場合、申込みはすべて無効となります。
- (3) すでに使用者が決まっている区画を指定することはできません。
- (4) 受付後に、指定した区画を変更することはできません。

## 6 申込み後の手続き



## 7 永代使用料と年間管理料の納付

- (1) 申込み受付後、永代使用料と年間管理料の納付書を郵送します。納付書に記載の納期限(おおむね20日以内)までに、三田市指定金融機関で納付してください。
- (2) 翌年度以降の年間管理料につきましては、毎年5月中旬に納付書を郵送しますので、5月31日までに納付してください。なお、口座振替で年間管理料を納付することもできます(三田市口座振替取扱金融機関のみ。ご利用の際は別途手続きが必要です)。
- (3) 納付された年間管理料は、原則還付いたしません。
- (4) 使用許可後、2年以内に区画を使用せずに返還されたときは、永代使用料の半額を還付いたします。ただし、12ページの使用許可の取消処分を受けたときは還付いたしません。

## 8 三田市霊苑個別墓所使用許可書の交付

- (1) 永代使用料と初年度の年間管理料の納付を市が確認後、三田市霊苑個別墓所使用許可書(以下、「使用許可書」とします)を交付します。
- (2) 使用許可書は、霊苑内の墓所使用权を証明するものです。大切に保管してください。
- (3) 墓石工事の手続きは、使用許可書を受け取ってから行ってください。

## 9 墓石工事の手続き

事前に次の手続きが必要です。【市霊苑条例施行規則第9条、第10条】。

- (1) 墓石工事(新設、修繕など)をするとき・・・個別墓所内工事承認申請書
- (2) 実際に墓石工事に着手するとき・・・・・・個別墓所内工事着手届
- (3) 墓石工事が完了したとき・・・・・・個別墓所内工事完成届

### (1) 墓石工事(新設、修繕など)をするとき・・・個別墓所内工事承認申請書

<提出書類>

- ① 個別墓所内工事承認申請書
- ② 工事実施墓所位置図：工事実施区画を記載したもの
- ③ 墓所内墳墓配置図（平面図）
- ④ 墳墓立面図（正面、背面図等）：各工作物の高さ、長さを記載したもの

#### 【注意事項】

- ◆工事を依頼される業者には、施設制限や手続きなどを事前にじゅうぶんご説明いただき、計画内容の変更や手続きの漏れがないようにしてください。
- ◆計画図面には、寸法・方位・刻印の内容などを明記いただき、施設制限内容が把握できる図面を添付してください。
- ◆申請に基づき内容を審査したうえで個別墓所工事承認書を発行します。工事着手予定日のおおむね7日前までに提出をお願いします。
- ◆添付書類は日本工業規格A4としてください。

### (2) 墓石工事に着手するとき・・・個別墓所内工事着手届

<提出書類>      個別墓所内工事着手届

#### 【注意事項】

- ◆工事着手日のおおむね2日前までに提出をお願いします。個別墓所工事承認書に基づき、工事に着手してください。
- ◆使用墓所の施設制限を遵守してください。

- ◆工事中は、他の利用者に迷惑がかからないよう、じゅうぶん注意してください。
- ◆工事に起因して他施設などに損傷を与えたときは、使用者の責任で損害を賠償してください。
- ◆お墓参りが集中する期間（お盆、春・秋のお彼岸・年末年始）の工事はできません。
- ◆工事は霊苑の開門時間中に行ってください。
- ◆水道水の使用は必要最小限とし、蛇口の閉栓を必ず確認してください。
- ◆その他、施設管理者の指示に従ってください。

### (3) 墓石工事が完了したとき・・・個別墓所内工事完成届

<提出書類>       霊苑内個別墓所工事完成届

#### 【注意事項】

- ◆完了届に基づき市が完了検査を行い、工事の完了を認めたときは工事完了通知書をお送りします。完成届の提出が遅れた場合、完了検査も遅れますのでご注意ください。
  - ◆通知書に指示事項があるときは、指示に従って期日までに改善してください。
- ※市長は、当該工事が条例、施行規則またはこれらに基づく指示事項に違反していると認めたときは、期限を定めて使用者に対し改善を指示する場合があります。使用者は、市長の指示に従わなければなりません。
- ◆通知書に指示事項がないときは、埋蔵予定日までに焼骨埋蔵届を提出してください。

### (4) 工事禁止日について

お墓参りが集中する期間（お盆、春・秋のお彼岸、年末年始）は、工事を禁止しています。翌年以降の工事禁止日は、毎年1月頃に市ホームページ上に掲載します。

	期間	令和8年の工事禁止日
1	お彼岸（春）	令和8年3月17日（火）～3月23日（月）までの7日間
2	お盆	令和8年8月10日（月）～8月19日（水）までの9日間
3	お彼岸（秋）	令和8年9月20日（日）～9月26日（土）までの7日間
4	年末年始	令和8年12月26日（土）～令和9年1月4日（日）までの9日間

## (5) 墓石の設置ルール

墓石は、次のルールを守って建ててください。

- (1) 墓石の正面が南向きになること。
- (2) 隣のお墓との損傷を防ぐため、境界ポイントより1cm以上内側になるように、巻石を設置すること（角地は、境界ブロック側に制限はありません）。
- (3) 墓石などの全ての部位は、境界の内側になるように設置すること。
- (4) 墓石などの高さは、次の制限を守ること（基準点からの高さです）。
  - ① 巻石または盛土の高さ・・・・・・・・・・30cm以内
  - ② 墓石または形象類の高さ・・・・・・・・・・230cm以内
  - ③ 囲障（門・玉垣などの周囲を囲む工作物）の高さ・・70cm以内

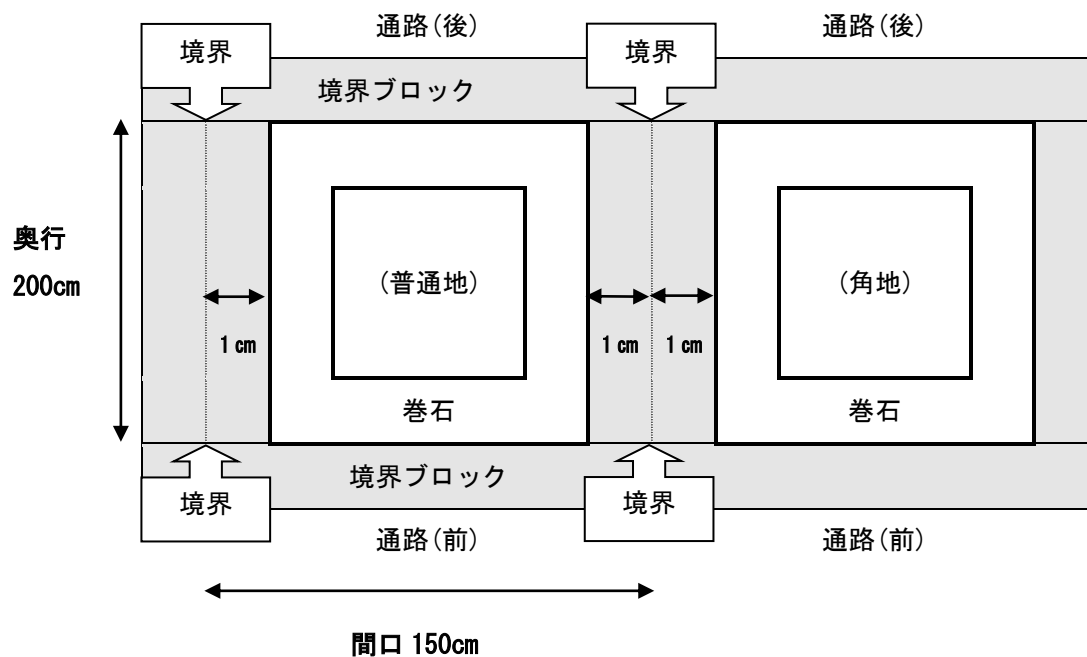
※基準点は、各墓所の前面（南側）通路との境界ブロックにある西側（向かって左側）の境界ポイントです。

区画を購入してから墓石建立までの期限は設けておりません。

現在、埋蔵や改葬の予定がない、生前申請を検討されている方でも申込み可能です。

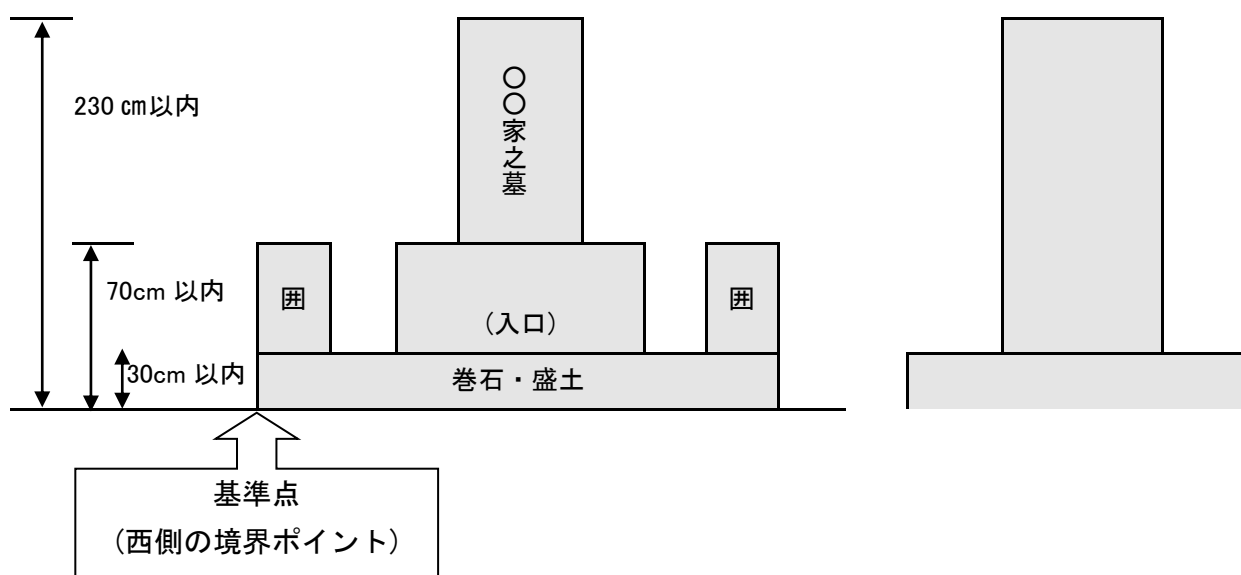
## 10 墓石の設置例

（平面図）



(正面図)

(裏面)



## 1 1 使用上のお願い

みなさまが霊苑を気持ちよく利用できるように、次のことに配慮してください。

### (1) 埋蔵できるもの

霊苑は、焼骨または遺品のみ埋蔵できます。なお、焼骨以外を埋蔵するときは市長の承認が必要になりますので、あらかじめ担当課にご相談ください。

### (2) お墓の管理

使用許可を受けた区画や、その区画内の墓石などの管理は、使用者ご自身で行ってください。主な管理内容は以下のとおりです。

- ① 区画内の清掃
- ② 墓石の損傷などの確認
- ③ 墓石などが倒壊・破損したときや、その恐れがあるときのすみやかな修繕及び補強（工事を行うときは届出が必要です）
- ④ その他 必要な維持管理

### (3) ご使用のマナー

- ① お供え物は必ず持ち帰り、ゴミなどが散乱しないようにしてください。
- ② 施設や設備は大切に使用してください。
- ③ 水桶やひしゃくなどを使用した後は、必ず元の場所に戻してください。
- ④ 霊苑の水桶を花立てなどに使用しないでください。
- ⑤ 他の利用者に迷惑をかけるような行為はしないでください。
- ⑥ 自己所有以外のものを破損、滅失させたときは、自己の責任で損害を賠償してください。
- ⑦ ローソクや線香は、消火を確認してお帰りください。

## 12 その他の手続き

ご遺骨をお墓に埋蔵するときや使用者に変更があるときは、次の手続きが必要です。

- (1) ご遺骨をお墓に埋蔵するとき・・・焼骨の埋蔵の手続き
- (2) 使用者の氏名・住所・本籍が変わったとき・・・使用許可書の記載内容の変更手続き
- (3) 使用者が変わるとき・・・霊苑使用权の承継の手続き
- (4) 使用許可書を紛失したとき・・・使用許可書の再発行の手続き
- (5) 区画を返還するとき・・・墓所の返還手続き

### (1) ご遺骨をお墓に埋蔵するとき

焼骨の埋蔵の手続きが必要です。【市霊苑条例施行規則第12条】

<提出書類>

- ① 個別墓所焼骨埋蔵届
- ② 個別墓所使用許可書（紛失の場合は、個別墓所使用許可書再交付申請書）
- ③ 死体埋火葬許可証または改葬許可証
- ④ 使用者と埋蔵する焼骨等の関係を証する書類（戸籍謄本または住民票等）

※住民票の場合は、続柄・本籍の記載があるもの（外国人住民の方は続柄と国籍・地域の記載があるもの）

※死体埋火葬許可証等で明らかな場合は添付不要です。

## (2) 使用者の氏名・住所・本籍が変わったとき

使用許可書の記載内容の変更手続きが必要です。【市霊苑条例施行規則第13条】

<提出書類>

- ① 個別墓所使用許可書記載事項変更申請書
- ② 個別墓所使用許可書（紛失の場合は、個別墓所使用許可書再交付申請書）
- ③ 変更内容を確認できる書類（本籍の記載がある住民票または運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し）

## (3) 使用者が変わるとき

使用者が、死亡その他の理由により墳墓の祭祀を主宰できなくなったときは、使用者の親族が三田市長の承認を得て使用权を承継し、墳墓の祭祀を主宰することができます。（これを使用权の承継といいます。）使用权を承継しようとする人、承継事由発生後、すみやかに使用权承継手続きを行ってください。【市霊苑条例第7条】

<提出書類>

- ① 個別墓所使用权承継申請書
- ② 個別墓所使用許可書（紛失の場合は、個別墓所使用許可書再交付申請書）
- ③ 承継原因を証する書類（現使用者の死体埋火葬許可証等）
- ④ 現使用者と承継申請者との関係を証する書類（戸籍謄本または抄本等。外国人住民の方は、左記にかわるもの。）
- ⑤ 承継申請者の住民票（3か月以内に発行されたもので、続柄・本籍等全てが記載されており、省略されていないもの。外国人住民の方は本籍ではなく国籍・地域が記載されます。）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 同意書（同意を必要とする方の範囲は、担当課にご確認ください。）

※現使用者が祭祀主宰者を指定されている場合や家庭裁判所が祭祀主宰者を定めた

場合は、その事実が分かる書類（遺言状等）を提出してください。この場合、同意書の提出は不要です。

⑧ 三田市霊苑使用权の生前承継にかかる申立書（生前承継の場合）

⑨ その他、個別の事情により必要と認められる書類

<注意>

- ① 承継事由が居所不明の場合は、全ての親族が使用者の消息が不明であることを証明した申立書（任意様式）の提出が必要です。この場合、最寄りの警察署長に対し捜索の願い出をし、警察署長が発行する家出人捜索願受理証明書もご提出ください。
- ② 同意者や申立人が未成年者等である場合は、その法定代理人等が代筆してください。この場合、代筆者との関係を明記し、その事実を証する書類を添付してください。

#### (4) 使用許可書を紛失したとき

使用許可書の再発行の手続きが必要です。【市霊苑条例施行規則第 13 条】

<提出書類>

霊苑個別墓所使用許可書再交付申請書

#### (5) 区画を返還するとき

墓所の返還手続きが必要です。【市霊苑条例第 12 条】

<提出書類>

① 個別墓所所返還届

② 個別墓所使用許可書（紛失の場合は、個別墓所使用許可書再交付申請書）

<注意>

- ① 使用者は、自己の費用をもって使用墓所を原状に回復し、市に返還してください。
- ② 使用者が現状のまま使用墓所を返還したときは、市が墓所を原状に回復し、その費用を使用者から徴収します。

### 1 3 使用許可の取消し

次の(1)～(6)に当てはまるときは、使用許可を取り消すことがあります。【市霊苑条例第13条】

- (1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用権を譲渡し、または転貸したとき。
- (4) 3年間管理料を納付しないとき。
- (5) 区画及びお墓の維持管理を行わず、放置したまま2年を経過したとき。
- (6) 市霊苑条例と市霊苑条例施行規則に違反したとき。

### 1 4 使用権の消滅

次の(1)～(2)に当てはまるときは、使用権は消滅します。【市霊苑条例第14条】

- (1) 使用者の死亡後3年以内に、使用者の相続人・親族・縁故者から使用権の承継の申請がないとき。
- (2) 使用者が居所不明となり7年を経過したとき。

### 1 5 その他

- (1) このしおりに定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。
- (2) 霊苑の使用者募集に関する業者の商行為については、市とは一切関係がありません。

## 16 霊苑へのアクセス

霊苑の使用を申し込む前に、周囲の環境や交通手段などを必ずご確認ください。

霊苑は毎日開門していますので、自由に見学してください。

(1) 名 称 三田市霊苑

(2) 所在地 〒669-1413 三田市下槻瀬748番地1

(次ページの案内図をご覧ください)

(2) 電話番号 079-569-1520 (管理事務所)

(3) 開門時間 原則として午前9時～午後5時 (休苑日なし)

1月7日から1月31日までは、午前9時～午後4時

8月7日から8月16日までは、午前8時～午後6時

※開門時間を過ぎると、駐車場から車を出すことができなくなりますので、ご注意ください。

(4) 三田市霊苑までの経路

① お車をご利用の場合

三田市役所から三輪交差点を直進してそのまま県道37号線を進み、「市之瀬口」バス停付近(三田市聖苑の看板)を右折する。そのまま直進し、最初の分岐点を左折する。所要時間は、約15分～20分。

② バスをご利用の場合

JR三田駅北口から神姫バス(小柿または高平小学校方面行き)に乗車し、「市之瀬口」バス停で下車。下車後、徒歩で約600m。所要時間は、約25分  
※バスの本数が少ないので、出発前に時刻表の確認をお願いします。

③ 霊苑送迎サービスについて

春と秋のお彼岸、お盆には、三田駅及び新三田駅から中型バスによる送迎を予定しています。実施する場合は市広報紙やホームページ等で案内します。  
※天候等により中止になる場合があります。

# 三田市霊苑案内図

